

# 放射線応用計測器の更新手続き

社団法人 日本電気計測器工業会  
放射線計測委員会  
放射線応用計測器WG

2007.7

## 目次

1. はじめに.....	1
2. 更新手続.....	2
2.1. 更新手続の種類.....	2
2.2. 申請書の種類.....	3
2.3. 許可・届出のフロ - .....	5
2.4. 使用許可の変更申請.....	8
2.5. 届出の変更 .....	11
2.6. 廃止手続き .....	12
2.7. 平成 16 年 6 月の法改正に伴い新たに手続が必要になる使用者とその手続き .....	13
3. 許可・届出様式の記載例.....	15
3.1. 許可使用、廃棄業に係わる変更許可申請書（様式第九）.....	16
3.2. 許可使用に関する軽微な変更に係る変更届（様式第十一）.....	20
3.3. 使用、販売業、賃貸業、廃棄業の廃止届（様式三十二）.....	22
3.4. 許可届出使用者死亡届（様式第三十三）.....	24
3.5. 許可届出使用者解散届（様式第三十三）.....	27
3.6. 使用の廃止等に伴う措置の報告書（様式第三十五）.....	28
4. 使用の廃止等に伴う措置の報告.....	31
4.1. 線源の譲渡 .....	31
4.2. 汚染検査.....	34
4.3. 記録の引渡し.....	34
4.4. 処置報告.....	34
4.5. 管理区域の解除.....	34
5. 輸送手続.....	35
5.1. 荷作り.....	37
5.2. 車両積載時の運搬記録と線量測定 .....	39
6. 関連機関および法令.....	41
6.1. 関連法令.....	42
7. メーカーと製品紹介 .....	44

## 1. はじめに

放射性同位元素応用計測器は、放射性同位元素を利用して物質の状態等を測定する計測器をいい、現在、工業的に用いられている主な計測器として、厚さ計、レベル計、密度計、中性子水分計などがあります。これらの計測器は国内における各種プラントに広く用いられております。

一方、放射線モニタは、放射線使用施設における、空間（X）線・中性子線線量率や空気・水・液体中の放射能濃度を連続的に測定する装置で、放射線の管理に用いられています。また、放射線測定器（サーベイメータ、個人線量計など）は、空間線量測定、汚染測定、個人線量測定に使われています。

放射性同位元素応用計測器はもちろんですが、放射線モニタもチェック用の小線源を用いているものがあり、これらの計測器の変更や廃棄には手続きが必要な場合があります。

本書の発行にあたって、放射線応用計測器の実務に携わる方々に役立つことを考慮し、第2章では手続きの概要、第3章では届出様式に関する事、第4章以降では必要な措置について記載しました。

本書が、放射線応用計測器をすでにご使用されている方々のみならず、関係者の方々に広く活用されることを期待しております。

### 第二版発行にあたって

2005年6月1日に施行された「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律」では、IAEA（国際原子力機関）による国際基本安全基準免除レベルが導入されています。この改正により、核種毎の規制対象下限値が採用され、より合理的な規制へ移行します。

第二版発行にあたり、第一版の内容を更新すると共に、新法令の内容を反映しました。

新法令への移行と機器の維持・更新に役立つ事を願い、第二版を発行します。

## 2. 更新手続

放射線応用計測器の更新手続は、基本的に許可(届出)の変更申請(届)、許可使用者が行う軽微な変更届、全ての使用を取りやめる廃止届等の3種類です。

本章では、放射線応用計測器の更新手続の概要を示しています。記載内容は、許可を受けて使用している密封放射性同位元素を装備した機器の範囲(下限数量の1,000倍を超える数量の放射線応用計測機器を1台以上所有)にとどめ、届出使用の機器の様式は詳細には説明していません。

### 2.1. 更新手続の種類

許可使用者及び届出使用者が、放射線応用計測器を更新する場合には、更新前に申請及び届出等の手続が必要です。廃止する場合は、使用の廃止届、使用の廃止等に伴う措置の報告が必要となります。

放射線応用計測器の更新区分を、表2-1に示し、更新手続のフロ-を図2-1~図2-3に示します。

記載方法や範囲など不明点があれば、事前に文部科学省に申請書の可否の相談が出来ますので、予約を取って相談に行かれる事を勧めます。

表2-1 更新区分

変更前(更新例)	装置 A を 2 台使用中		装置 B を 2 台使用中	
変更後(更新例)	装置 A を 3 台にする。	装置 A の線源の放射能を小さくする。装置 A を 1 台にする。	装置 B を 3 台にする。 装置 B を 1 台にする。	なしにする
更新区分	許可使用の変更 (台数・数量・核種)	軽微な変更* (許可使用のみ)	届出使用の変更 (台数・数量・核種)	廃止届 (許可・届出)
申請書の区分	様式第 9 (許可使用に係る変更許可申請書)	様式第 11 (軽微な変更に係る変更)	様式第 3 (届出使用に係る変更届)	様式第 32 (使用の廃止届) 様式第 33 (使用者死亡届) 様式第 35 (使用の廃止等に伴う措置の報告書)
手続のフロ-	図 2 - 1 を参照		図 2 - 2 を参照	
備考	1 個または 1 式当りの使用数量がその種類ごとに下限数量に千を乗じて得た数量を超える		1 個または 1 式当りの使用数量がその種類ごとに下限数量に千を乗じて得た数量以下	

\* 軽微な変更のうち、管理区域の拡大については、工事を伴わないものに限る。

コラム：許可証の線源の個数の減少(管理区域の縮小を伴うものを除く。)は軽微な変更で可能です。但し、許可証変更申請前に線源を払出す(譲渡)することは出来ません。

## 2.2. 申請書の種類

放射線応用計測器の更新手続きに伴い、申請書の種類を表 2 - 3 に示します。これらの様式はワ - プロソフトMS-WORDで作成したファイルを、(社)日本アイソト - プ協会のホ - ムペ - ジ <http://www.jrias.or.jp/> からダウンロードできます。

表 2 - 2 更新に関わる関係法令の規制項目の共通点と相違点

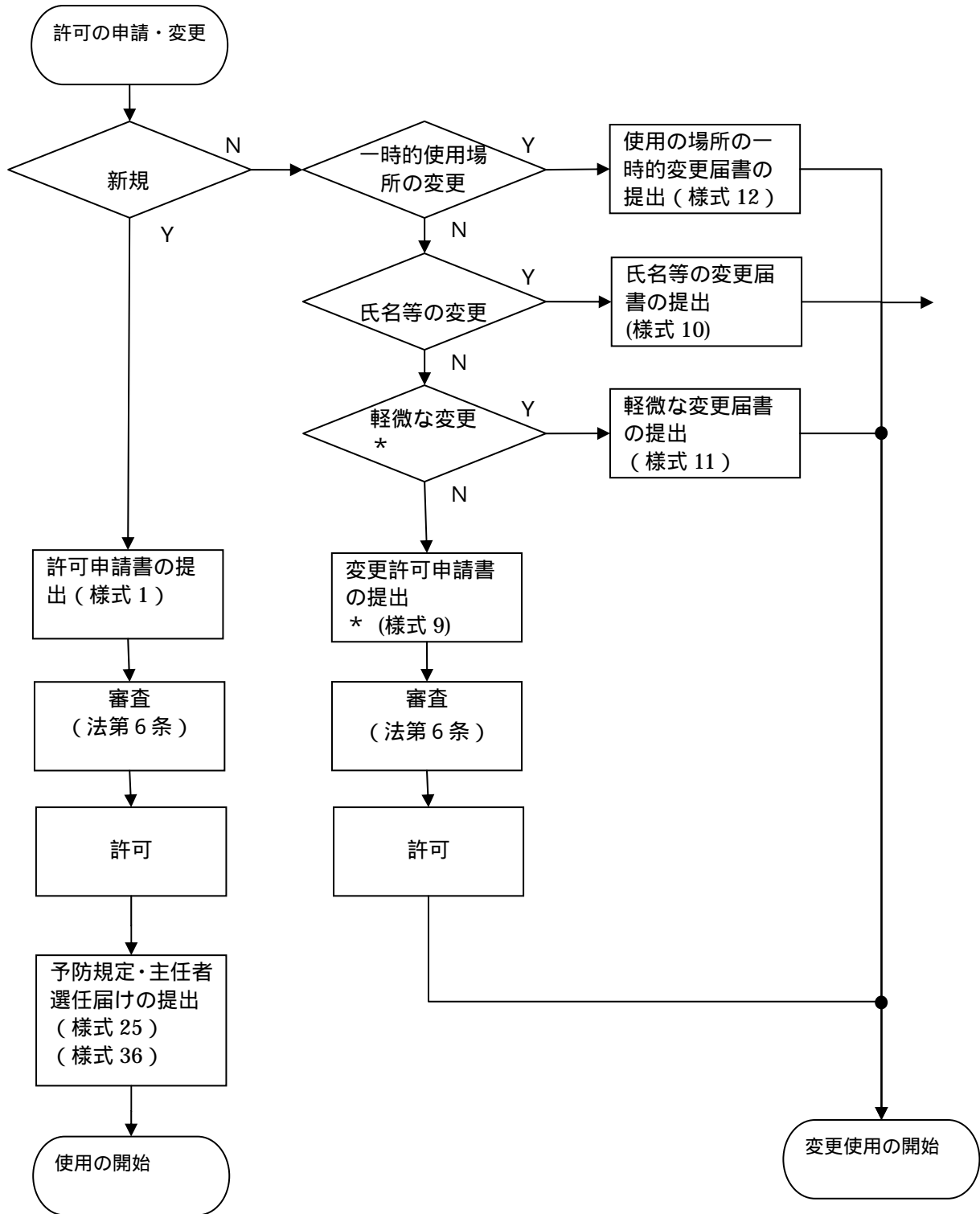
項 目	放射性同位元素等による 放射線障害の防止に関する法律関係		労働安全衛生法関係
	同 法	同法施行令、 同法施行規則、同法告示、	電離放射線障害防止 規則
同上許可の変更	第 10 条	令第 8 条 ~ 10 条 則第 9 条 ~ 11 条	
運搬の基準	第 17 条・18 条	令第 16 条 ~ 18 条 則第 18 条	
許可の取消・使用の廃止に伴 う措置	第 28 条		
使用の廃止の届出	第 27 条		
譲渡譲受	第 29 条		

表 2 - 3 申請書の種類

様式番号	申請書、届書等の名称	提出日
第 1	放射性同位元素・放射線発生装置の使用許可申請書	あらかじめ許可申請を提出
	様式第 1 中別紙様式口 密封された放射性同位元素	
第 2	放射性同位元素の使用届	あらかじめ届出
第 3	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第 3 条の 2 第 2 項の規定による届出使用に係る変更届	あらかじめ届出 但し、氏名・住所等については変更後 30 日以内
第 6	放射性同位元素の販売業・賃貸業届	あらかじめ届出
第 9	許可使用・廃棄業に係る変更許可申請書	あらかじめ許可証を添えて 変更許可申請を提出
第 10	許可使用・届出使用、販売業、廃棄業、賃貸業に係る氏名 等の変更届	変更後 30 日以内
第 11	許可使用に関する軽微な変更に係る変更届	あらかじめ許可証を添えて 届出
第 12	許可使用に係る使用の場所の一時的変更届	あらかじめ届出
第 13	許可使用・廃棄業に係る許可証再交付申請書	速やかに
第 25	放射線障害予防規程届	装置の使用開始前 (保管よりも前)
第 26	放射線障害予防規程変更届	変更後 30 日以内
第 32	使用・販売業・賃貸業・廃棄業の廃止届 (表示付認証機器届出使用者を除く。)	廃止後 30 日以内
第 33	許可届出使用者・届出販売業者・届出賃貸業者・許可廃 棄業者死亡・解散届	解散後 30 日以内
第 35	使用の廃止等に伴う措置の報告書	廃止後 30 日以内
第 36	放射線取扱主任者(選任・解任)届	選任(解任)後 30 日以内
第 37	放射線取扱主任者の代理者(選任・解任)届	選任(解任)後 30 日以内

2.3.許可・届出のフロ -

図 2 - 1 使用の許可の許可申請・変更許可申請のフロ -



\* 軽微な変更届、変更許可申請の内容は後の章の説明を参照してください。

図 2 - 2 使用の届出の届け出・変更届けのフロ -

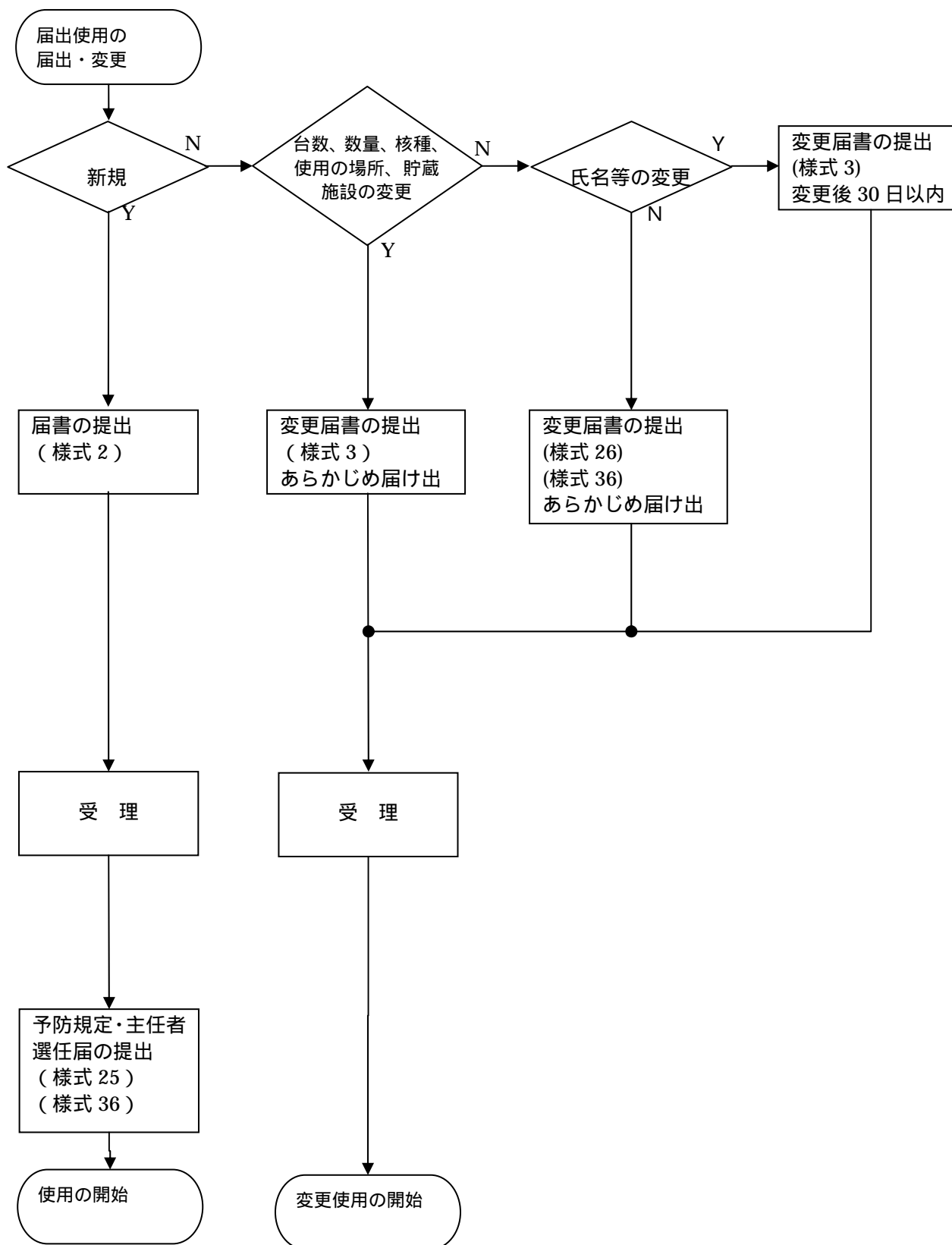
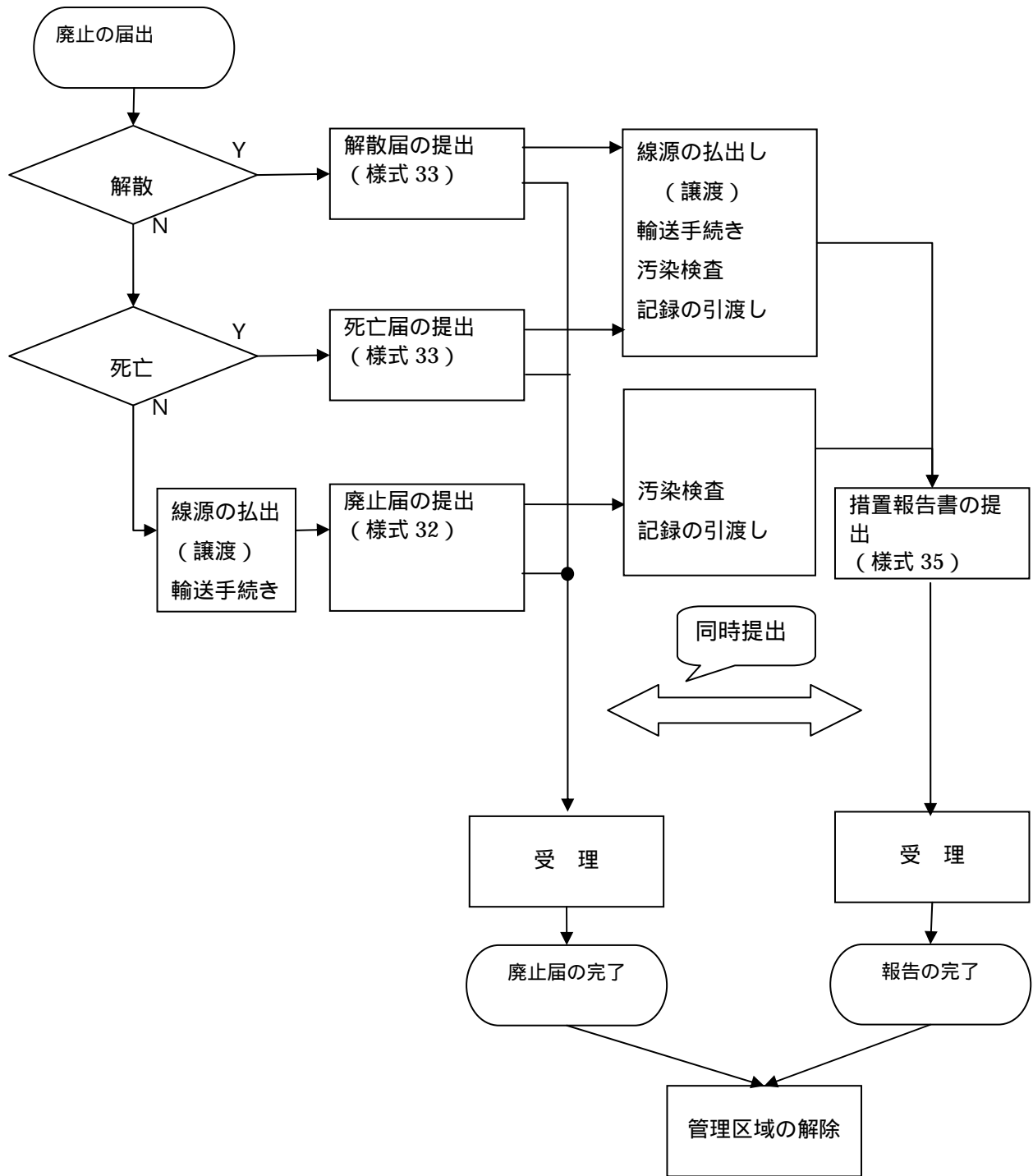




図 2 - 3 廃止届出のフロ -



## 2.4.使用許可の変更申請

放射線応用測定器を使用している許可使用者が、その機器の更新を行おうとする場合、あらかじめ使用の許可の変更が必要な場合があります。

許可使用者の場合の変更は原則的にはすべて許可が必要です。

この変更は30日以内の事後届出で

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

この変更は許可の変更（法10条第2項、令8条）

放射性同位元素の種類、数量、使用の目的、方法若しくは場所、使用施設の位置、構造若しくは設備又は貯蔵施設の位置、構造、設備若しくは貯蔵能力の変更。

うち、軽微なものは届出（施行規則9条の2）

（平成6年告示3号1条2条）

貯蔵施設の貯蔵能力の減少

放射性同位元素の数量の減少

放射線発生装置の台数の減少

使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の廃止

使用の方法又は使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設の位置、構造若しくは設備の変更であって、下記

- (1) 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用時間数の減少、
- (2) 放射線発生装置の最大使用出力の減少
- (3) 管理区域の拡大及び当該拡大に伴う管理区域の境界に設ける柵  
その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の変更で  
工事を伴わないものに限る。

#### 2.4.1 許可の変更使用様式：(則 9 条)

様式	様式第 9 ・様式第 1 中別紙様式口（密封された放射性同位元素の場合）
添付書類（則 9 条）	・変更の予定時期を記載した書面 ・変更に係る規則第 2 条第 2 項第 3 号から第 10 号までに規定する図面及び書面 ・工事を伴うときは、その予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講じる措置を記載した書面
提出部数	正本 1 部、副本 3 部
提出先	文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課（放射線規制室） （ただし、事業所等の所在地が茨城県の場合は、文部科学省 水戸原子力事務所）
その他	・変更許可申請書は、あらかじめ変更の予定時期までに数ヶ月の余裕をもって提出すること。 ・変更許可申請書には、許可証を添えて提出すること。 ・使用施設等の一部を廃止した場合には、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を報告すること。

#### コラム：

申請に当たって特に規定はありませんが、普通は下記のステップで進めます。

- 1．変更許可申請書を作成し、文部科学省の担当官のアポイントを取り、相談に行く。
- 2．担当官の指摘事項を修正した後、申請を指示されるので、印紙を貼り代表者印を押して提出する。
- 3．受理から標準的事務処理期間(90 日間)が設定されているので、それくらいで許可証が郵送されてくる。

#### 2.4.2 軽微な変更

様式	・様式 11 ・様式第 1 中別紙様式口（密封された放射性同位元素の場合）
添付書類	・変更予定時期を示す書面。
提出部数	正本 1 部
提出先	文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課（放射線規制室） （ただし、事業所等の所在地が茨城県の場合は、文部科学省 水戸原子力事務所）
その他	・密封された放射性同位元素の場合減衰を認めてませんので使用する線源数量が減少しても、軽微な変更で減少した数量に変更することは出来ません。また管理区域の縮小は軽微な変更では出来ません。 例：建屋外壁が管理区域境界になっているときに、建屋内での使用台数を減らす。

#### 2.4.3 使用法人の変更

原則的には、事業は存続しているが、買収や子会社への移管などで許可を受けた法人が変わる場合は、法人名を変えるだけの届け出で済ますことはできません。法第 26 条の 2 により合併等の手続きを行うか、それが不可能であれば旧の法人は廃止届け、移管先の法人は新規の許可申請が必要です。

##### コラム：

使用法人の変更の場合、新規の許可が先に有効になるようにしてから、旧法人の 30 日以内の廃止の事後届出をすると安全です。許可と廃止の順序が逆になった場合、廃止後 30 日以上許可が遅れると、廃止された放射性同位元素の行き場がなくなる恐れがありますので注意が必要です。

しかし、平成 16 年の法令改正で、文部科学大臣のあらかじめ承認した許可法人の変更に限っては、許可を継承し、法人名を変更する事が出来るようになりました。手続きの詳細は文部科学省に相談してください。

## 2.5.届出の変更

放射線応用測定器を使用している届出使用者が、その機器の更新を行おうとする場合、あらかじめ届出が必要な場合があります。

様式（則 4 条）	・様式第 3 ・様式第 2 中の該当する部分
添付書類（則 4 条）	・変更の予定時期を記載した書面 ・変更に係る規則第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する書面及び図面
提出部数	正本 1 部、副本 3 部
提出先	文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課（放射線規制室） （ただし、事業所等の所在地が茨城県の場合は、文部科学省 水戸原子力事務所）
その他	・変更後の放射性同位元素の使用数量がその種類ごとに下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものが 1 つでもある場合には、本項の手続ではなく、以下の手続が必要です。 使用の許可申請 予防規程の届け出 主任者の届け出 届出使用者に関する使用の廃止届け出 廃止に伴う措置の報告

## 2.6. 廃止手続き

放射線応用計測器を全て廃止する場合には、使用廃止の届出が必要となります。

廃止の届出には以下の3ケースがありますので、個々のケースに応じた届出が必要となります。

A．使用者が放射線応用計測器の全ての使用を廃止したとき。

B．使用者が死亡したとき。

C．法人である使用者が解散したとき。

各事由の発生した日から30日以内に届けることが必要です。

また、同期間内に以下の措置を講じ、講じた措置の届出を実施する必要があります。

- (1) 所有する放射性同位元素を許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。
- (2) 借り受けている放射性同位元素を許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に返還すること。
- (3) 放射性同位元素によって汚染された物を許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。
- (4) 放射線業務従事者に対する、線量の測定結果の記録及び健康診断の結果の記録の文部科学大臣が指定する機関（平成元年科学技術庁告示第13号：放射線影響協会）への引渡し。

上記(1)～(4)を実施するにあたっては、使用、保管、運搬及び廃棄の各基準に従って行なわなければならない。

表 2.4 必要な様式の種類

	A．使用者が放射線応用計測器の全ての使用を廃止したとき	B．使用者が死亡したとき	C．法人である使用者が解散したとき
届出様式	使用廃止届 (様式第32) 使用の廃止等に伴う措置の報告書 (様式第35)	使用者死亡届 (様式第33) 使用の廃止等に伴う措置の報告書 (様式第35)	使用者解散届 (様式第33) 使用の廃止等に伴う措置の報告書 (様式第35)
添付	許可証	許可証	許可証

## 2.7. 平成 16 年 6 月の法改正に伴い新たに手続きが必要になる使用者とその手続き

平成 16 年 6 月に放射線障害防止法の一部が改正・公布され、平成 17 年 6 月 1 日から施行となりました。これに伴い、法改正前は法的な手続きである許可や届出が不要であった線源の使用者も、法改正後の現在では、条件によっては、新たに手続きが必要となりました。

一方、そのような線源の使用者のために、平成 19 年 3 月末までに製造された当該機器を現在使用中の場合には、廃棄に関する規定を除き、改正後の法令を適用しないという猶予期間が設けられています。(実際には廃棄することは不可能ですので届出販売業者または許可届出使用者に払出して下さい。)

ここでは、そのような使用者に該当するか否かの判断のための条件と、該当した場合に必要な手続きについて記述します。

### <手続きが必要かどうかを判断する条件>

手続きが必要かどうかは以下の 4 つの条件によって判断します。

使用者が法改正前に受けていた規制レベル(誰が更新するのか?)

使用している線源の法改正後更新発生時の規制レベル(どんな線源を使っているのか?)

更新の内容(どんな更新をするのか?)

線源の製造の時期はいつか(いつ更新するのか?)

< 各条件における必要な手続き >

各条件における必要な手続きは以下の表の通りです。

表 2-5 法改正前は許可や届出が不要であった線源の使用者が法改正後に必要な手続き一覧

使用者が 法改正前に 受けていた 規制レベル	使用している 線源の法改正 後更新発生時 の規制レベル	更新の内容	更新の時期	必要な手続き	
規制外 使用者	許可 対象	線源交換	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要 事前の許可申請 その後許可使用者	
		線源廃棄	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要	
	届出 対象	線源交換	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	事前の届出 その後届出使用者	
		線源廃棄	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要	
	設計認証 機器	線源交換	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	使用開始時の届出	
		線源廃棄	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要	
	規制外	線源交換	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要	
		線源廃棄	平成19年3月末まで 平成19年4月以降		
	届出 使用者	許可 対象	線源交換	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	事前の許可申請 その後許可使用者
			線源廃棄	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要 必要により廃止届けまたは許可変更
届出 対象		線源交換	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要 事前の届出変更	
		線源廃棄	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要 必要により廃止届けまたは届出変更	
設計認証 機器		線源交換	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	使用開始時の届出	
		線源廃棄	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要	
規制外		線源交換	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要	
		線源廃棄	平成19年3月末まで 平成19年4月以降		
許可 使用者		許可 対象	線源交換	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	事前の許可変更
			線源廃棄	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要 必要により廃止届けまたは許可変更
	届出 対象	線源交換	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要 事前の許可変更	
		線源廃棄	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要 必要により廃止届けまたは許可変更	
	設計認証 機器	線源交換	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	使用開始時の届出	
		線源廃棄	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要	
	規制外	線源交換	平成19年3月末まで 平成19年4月以降	手続き不要	
		線源廃棄	平成19年3月末まで 平成19年4月以降		



### 3. 許可・届出様式の記載例

本章では密封された放射性同位元素の変更・廃止に関する様式のみ説明します。

3.1. 許可使用、廃棄業に係わる変更許可申請書（様式第九）

<p>様式第九（第9条及び第9条の3関係）</p>	<p>整理番号（注1）</p>	
<p>許可使用 廃棄業 に係る変更許可申請書</p>		
<p>正本には、所定の金額 の収入印紙をはり、 消印をしないこと。</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>文部科学大臣 殿</p>		
<p>氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p>		
<p>印</p>		
<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第10条 第11条 第2項の規定により 許可使用 廃棄業 に係る変更の許可を申請します。</p>		
氏名又は名称		
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（ 都道府県	電話番号（ ）
許可証の年月日及び番号		
工場又は事業所 廃棄事業所	名称	
	所在地	郵便番号（ 都道府県 電話番号（ ）
事務上の先 連絡	名称	
	所在地	郵便番号（ 都道府県 電話番号（ ）
	連絡員の氏名	所属部課名（ ）
変更の内容(注2)	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注 1 「整理番号」この欄には、記載しないこと。

2 「変更の内容」 変更に係る事項の概要を記載するとともに、「(詳細については別紙のとおり)」と記載し、様式第一又は様式第八の該当する部分により詳細について記載した別紙を添えること。

備考1 この用紙は、日本工業規格 A 4 のつづり込式とすること。

2 この申請書の提出部数は、正本 1 通及び副本 3 通とすること。ただし、文部科学大臣の定める工場又は事業所にあつては、正本 1 通及び副本 4 通とすること。

3 この申請書の正本 1 通には、第 9 条第 2 項又は第 9 条の 3 に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

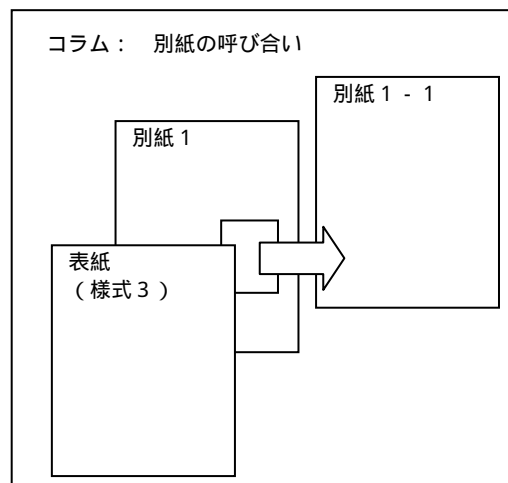
4 この申請の際に、許可証を提出すること。

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- (1) 整理番号  
申請者は、この欄には記入しない。
- (2) 標題中の不要文字の抹消  
「許可使用」「廃棄業」のうち、不要なものを二本線で抹消する。  
(使用に係る変更許可申請の場合、「廃棄業」を二本線で抹消する)
- (3) 年月日  
文部科学大臣に申請する年月日(元号)を記載する。  
(記入年月日と実際に申請する日のずれを防止するため、年月日は実際の申請書の提出時に記入する)
- (4) 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  
個人の場合にあっては個人名を、法人の場合には、法人の名称及び代表者の氏名を記入し押印する。  
(この場合の押印は、社印と社長印の二つを正本、副本の全てに押す。申請者は法人の代表者権を有するものでなければならない)
- (5) 申請書本文中の不要文字の抹消  
「許可使用」「廃棄業」のうち、不要なものを二本線で抹消する。  
(変更許可申請の場合、「廃棄業」を二本線で抹消する)  
「工場又は事業所」「廃棄事業所」のうち、不要なものを二本線で抹消する。  
(変更許可申請の場合、「廃棄事業所」を二本線で抹消する)
- (6) 氏名または名称  
個人の場合にあっては個人名を、法人の場合には法人の名称を記載し、使用事業所(工場)名は記載しない。
- (7) 法人にあっては、その代表者の氏名  
法人の場合には、法人の代表者の氏名及び役職名を記載する。
- (8) 住所  
「氏名又は名称」に該当する者の住所で、個人の場合は個人の住所を、法人の場合は法人の郵便番号、住所を記載する。  
(名称と住所は許可の内容どおりに記載する)
- (9) 許可証の年月日及び番号  
許可証の年月日及び番号を記載する。
- (10) 工場又は事業所  
工場又は事業所の名称、郵便番号及び住所を記載する。(名称と住所は許可の内容どおりに記載する)
- (11) 事務上の連絡先  
連絡のつきやすい者を記載する。必ずしも放射線取扱主任者でなくとも良いが、少なくとも文部科学省からの問合せ等の電話の内容を理解して放射線取扱主任者に伝えることの出来る者でなくてはならない。
- (12) 変更の内容  
変更の前と後の内容を対比して記入する。単に別紙の通りと書くより変更の概要がある程度わかる書き方が良い。  
例1: 変更前 密封された放射性同位元素。  
Cs-137 37GBq 厚さ計 5台 詳細については別紙のとおり  
変更後 密封された放射性同位元素。  
Cs-137 37GBq 厚さ計 6台 詳細については別紙のとおり

コラム: “別紙” は法令に基づく要求を記載するものであり、その様式は様式第1または8の該当する部分と定められています。  
添付書類は定められたフォーマットはありません。

コラム:  
様式・別紙には、他の添付書類(遮蔽計算書など)を参照しなくとも変更内容が判るように内容を簡潔にまとめます。



(13) 変更の理由

変更の理由を記載する。

例1：当初の目的の達成

例2：生産ラインの増加に伴い厚さ計を増設する。

3.2. 許可使用に関する軽微な変更に係る変更届（様式第十一）

様式第十一（第10条の3関係）		整理番号（注1）	
<p>許可使用に関する軽微な変更に係る変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>文部科学大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第10条第5項の規定により、許可証を添えて、許可使用に係る軽微な変更を届け出ます。</p>			
氏名又は名称			
法人にあつては、その代表者の氏名			
住所	郵便番号（ 都道府県	電話番号（ ）	
許可証の年月日及び番号			
工場又は事業所	名称		
	所在地	郵便番号（ 都道府県	電話番号（ ）
事務上の先 連絡	名称		
	所在地	郵便番号（ 都道府県	電話番号（ ）
	連絡員の氏名	所属部課名（ ）	
変更の内容(注2)	変更前		
	変更後		
変更の理由			

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「変更の内容」 変更に係る事項の概要を記載するとともに、「(詳細については別紙のとおり)」と記載し、様式第一の該当する部分により詳細について記載した別紙を添えること。

備考1 この用紙は、日本工業規格 A 4 のつづり込式とすること。

2 この届書の提出部数は、1通とすること。

3 この届書には、第10条の3第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(1) 整理番号

届出者は、この欄には記入しない。

(2) 年月日

文部科学大臣に届出する年月日(元号)を記載する。

(記入年月日と実際に申請する日のずれを防止するため、年月日は実際の届出書の提出時に記入する)

(3) 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

個人の場合にあつては個人名を、法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入し押印する。

(この場合の押印は、社印と社長印の二つを正本に押す。届出者は法人の代表者権を有するものでなければならない)

(4) 氏名又は名称

個人の場合にあつては個人名を、法人の場合は法人の名称を記載し、使用事業所(工場)名は記載しない。

(5) 法人にあつては、その代表者の氏名

法人の場合は、法人の代表者の氏名及び役職名を記載する。

(6) 住所

「氏名又は名称」に該当する者の住所で、個人の場合は個人の住所を、法人の場合は法人の郵便番号、住所を記載する。(名称と住所は許可の内容どおりに記載する)

(7) 許可証の年月日及び番号

許可証の年月日及び番号を記載する。

(8) 工場又は事業所

工場又は事業所の名称、郵便番号及び住所を記載する(名称と住所は許可の内容どおりに記載する)

(9) 事務上の連絡先

連絡のつきやすい者を記載する。必ずしも放射線取扱主任者でなくとも良いが、少なくとも文部科学省からの問合せ等の電話の内容を理解して、放射線取扱主任者や必要な部署に伝えることの出来る者でなくてはならない。

(10) 変更の内容

変更の前と後の内容を対比して記入する。単に別紙の通りと書くより変更の概要がある程度わかる書き方が良い。

例1: 変更前 密封された放射性同位元素。

Cs-137 37GBq 厚さ計 5台 詳細については別紙のとおり

変更後 密封された放射性同位元素。

Cs-137 37GBq 厚さ計 4台 詳細については別紙のとおり

(11) 変更の理由

変更の理由を記載する。

3.3. 使用、販売業、賃貸業、廃棄業の廃止届（様式三十二）

<p>様式第三十二（第25条第1項関係）                  1 廃止届（許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を除く。）                  届出販売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者）</p>		整 理 番 号（注1）		
<p>使 販 用                  賃 貸 業                  廃 棄 業                  届 止 届</p>				
年 月 日				
文 部 科 学 大 臣 殿				
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）				
印				
使 用 販 売 業 賃 貸 業 廃 棄 業 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第27条第1項の規定により、許可証を添えての廃止を届け出ます。				
氏 名 又 は 名 称				
法 人 に あ つ て は 、 そ の 代 表 者 の 氏 名				
住 所		郵便番号（ ） 都 道 府 県 電話番号（ ）		
許 可 証 の 年 月 日 及 び 番 号 、 法 第 3 条 の 2 第 1 項 の 届 出 を し た 年 月 日 又 は 法 第 4 条 第 1 項 の 届 出 を し た 年 月 日 （注2）				
工 場 又 は 事 業 所 販 売 業 所 賃 貸 業 所 廃 棄 業 所 （注3）	名 称			
	所 在 地		郵便番号（ ） 都 道 府 県 電話番号（ ）	
	連 絡 員 の 氏 名		所 属 部 課 名（ ）	
使 販 用 賃 貸 業 廃 棄 業		廃 止 年 月 日 年 月 日		
使 販 用 賃 貸 業 廃 棄 業		を 廃 止 し た 理 由		



- 注 1 「整理番号」この欄には、記載しないこと。
- 2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
- 「工場又は事業所  
販 売 所  
3 賃 貸 事 業 所 販売所又は賃貸事業所の場合にあつては、「(別紙のとおり)」と記載し、様式第六の該当する部分に  
廃 棄 事 業 所」
- より記載した別紙を添えること。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 この届出の提出部数は、正本1通及び副本2通とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- (1) 整理番号  
届出者は、この欄には記入しない。
- (2) 標題中の不要文字の抹消  
「使用」「販売業」「賃貸業」「廃棄業」のうち、不要なものを二本線で抹消する。  
(使用廃止届の場合、「販売業」「賃貸業」「廃棄業」を二本線で抹消する)
- (3) 年月日  
文部科学大臣に届出する年月日(元号)を記載する。  
(記入年月日と実際に届け出する日のずれを防止するため、年月日は実際の届出書の提出時に記入する)
- (4) 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
個人の場合にあつては個人名を、法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入し押印する。  
(この場合の押印は、社印と社長印の二つを正本、副本の全てに押す。届出者は法人の代表者権を有するものでなければならない)
- (5) 届書本文中の不要文字の抹消  
「使用」「販売業」「賃貸業」「廃棄業」のうち、不要なものを二本線で抹消する。  
(使用廃止届の場合、「販売業」「賃貸業」「廃棄業」を二本線で抹消する)  
「工場又は事業所」「販売所」「賃貸事業所」「廃棄事業所」のうち、不要なものを二本線で抹消する。  
(使用廃止届の場合、「販売所」「賃貸事業所」「廃棄事業所」を二本線で抹消する)
- (6) 氏名又は名称  
個人の場合にあつては個人名を、法人の場合は法人の名称を記載し、使用事業所(工場)名は記載しない。
- (7) 法人にあつては、その代表者の氏名  
法人の場合は、法人の代表者の氏名及び役職名を記載する。
- (8) 住所  
「氏名又は名称」に該当する者の住所で、個人の場合は個人の住所を、法人の場合は法人の郵便番号、住所を記載する。(名称と住所は許可または届出の内容どおりに記載する)
- (9) 許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日  
許可証の年月日及び番号を記載する。
- (10) 工場又は事業所  
工場又は事業所の名称、郵便番号及び住所を記載する。(名称と住所は許可または届出の内容どおりに記載する)
- (11) 使用廃止年月日  
使用の許可または届出の内容を廃止した年月日を記載する。
- (12) 使用を廃止した理由  
使用を廃止した理由を記載する。

3.4. 許可届出使用者死亡届（様式第三十三）

様式第三十三（第25条第2項及び第3項関係）		整理番号（注1）	
<p>許可届出使用者 届出販売業者 死亡届 届出賃貸業者 解散 許可廃棄業者</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>文部科学大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第27条第3項の規定により、許可証を添えて 届出販売業者の死亡 届出賃貸業者の解散 許可廃棄業者</p> <p>届け出ます。</p>			
届出をする者	氏名又は名称		
	法人にあつては、その代表者の氏名		
	住所	郵便番号（ 都道府県	電話番号（ ）
死亡した者	氏名又は名称		
	法人にあつては、その代表者の氏名		
	住所	郵便番号（ 都道府県	電話番号（ ）
許可証の年月日及び番号、 法第3条の2第1項の届出をした年月日、 法第3条の3第1項の届出をした年月日 又は法第4条第1項の届出をした年月日 （注2）			
工場又は事業所 販売事業所 賃貸事業所 廃棄事業所 （注3）	名称		
	所在地	郵便番号（ 都道府県	電話番号（ ）
	連絡員の氏名	所属部課名（ ）	
死亡した者	年 月 日	年 月 日	
届出者の死亡した者との関係（注4）			

注 1 「整理番号」この欄には、記載しないこと。

2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日、法第3条の3第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項、法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

3 「

工場又は事業所	
販 売 所	
賃 貸 事 業 所	
廃 棄 事 業 所	

」 販売所又は賃貸事業所の場合にあつては、「(別紙のとおり)」と記載し、

様式第六の該当する部分により記載した別紙を添えること。

4 「届出者 

死亡
解散

 した者との関係」 相続人、清算人等の別を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 この届出の提出部数は、正本1通及び副本2通とすること。ただし、表示付認証機器届出使用者にあつては、1通とすること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- (1) 整理番号  
届出者は、この欄には記入しない。
- (2) 標題中の不要文字の抹消  
「使用者」「販売業者」「賃貸業者」「廃棄業者」のうち、不要なものを二本線で抹消する。  
(使用者死亡届の場合、「販売業者」「賃貸業者」「廃棄業者」を二本線で抹消する)  
「死亡」「解散」のうち、「解散」を二本線で抹消する
- (3) 年月日  
文部科学大臣に届出する年月日(元号)を記載する。  
(記入年月日と実際に届け出する日のずれを防止するため、年月日は実際の届出書の提出時に記入する)
- (4) 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者の氏名を記載し押印する。
- (5) 届書本文中の不要文字の抹消  
「使用者」「販売業者」「賃貸業者」「廃棄業者」のうち、不要なものを二本線で抹消する。  
(使用者死亡届の場合、「販売業者」「賃貸業者」「廃棄業者」を二本線で抹消する)  
「死亡」「解散」のうち、「解散」を二本線で抹消する。
- (6) 届出をする者  
相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者の氏名、住所を記載する。
- (7) 死亡した者  
使用者の氏名、住所を記載する。
- (8) 許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日  
許可証の年月日及び番号を記載する。
- (9) 工場又は事業所  
工場又は事業所の名称、郵便番号及び住所を記載する。(名称と住所は許可または届出の内容どおりに記載する)
- (10) 死亡年月日  
使用者の死亡年月日を記載する。
- (11) 届出者の死亡した者との関係  
相続人、清算人等の別を記載すること。

### 3.5. 許可届出使用者解散届（様式第三十三）

様式は前項と同じです。

- (1) 整理番号  
届出者は、この欄には記入しない。
- (2) 標題中の不要文字の抹消  
「使用者」「販売業者」「賃貸業者」「廃棄業者」のうち、不要なものを二本線で抹消する。  
(使用者解散届の場合、「販売業者」「賃貸業者」「廃棄業者」を二本線で抹消する)  
「死亡」「解散」のうち、「死亡」を二本線で抹消する
- (3) 年月日  
文部科学大臣に届出する年月日（元号）を記載する。  
(記入年月日と実際に届け出する日のずれを防止するため、年月日は実際の届出書の提出時に記入する)
- (4) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）  
清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の、個人の場合にあっては個人名を、法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載し押印する。  
(この場合の押印は、社印と社長印の二つを正本、副本の全てに押す。届出者は法人の代表者権を有するものでなければならない)
- (5) 届書本文中の不要文字の抹消  
「使用者」「販売業者」「賃貸業者」「廃棄業者」のうち、不要なものを二本線で抹消する。  
(使用者死亡届の場合、「販売業者」「賃貸業者」「廃棄業者」を二本線で抹消する)  
「死亡」「解散」のうち、「死亡」を二本線で抹消する
- (6) 届出をする者  
・氏名又は名称  
個人の場合にあっては個人名を、法人の場合は法人の名称を記載し、使用事業所（工場）名は記載しない。  
・法人にあっては、その代表者の氏名  
法人の場合は、法人の代表者の氏名及び役職名を記載する。  
・住所  
「氏名又は名称」に該当する者の住所で、個人の場合は個人の住所を、法人の場合は法人の郵便番号、住所を記載する。（名称と住所は許可または届出の内容どおりに記載する）
- (7) 解散した者  
・氏名又は名称  
解散した法人の名称を記載し、使用事業所（工場）名は記載しない。  
・法人にあっては、その代表者の氏名  
解散した法人の代表者の氏名及び役職名を記載する。  
・住所  
「氏名又は名称」に該当する者の住所で、解散した法人の郵便番号、住所を記載する。（名称と住所は許可または届出の内容どおりに記載する）
- (8) 許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日  
許可証の年月日及び番号を記載する。
- (9) 工場又は事業所  
工場又は事業所の名称、郵便番号及び住所を記載する。（名称と住所は許可または届出の内容どおりに記載する）
- (10) 解散年月日  
使用者の解散年月日を記載する。
- (11) 届出者の解散した者との関係  
清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人等の別を記載する。

3.6. 使用の廃止等に伴う措置の報告書（様式第三十五）

様式第三十五（第26条関係）		整理番号（注1）	
<p>許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>文 部 科 学 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第28条第2項の規定により許可の取消し、使用の廃止等に伴い講じた措置を報告します。</p>			
報告をする者	氏名又は名称		
	法人にあつては、その代表者の氏名		
	住 所	郵便番号（ 都 道 府 県	電話番号（ ）
許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日（注2）			
工場又は事業所 販売事業所 賃貸事業所 廃業事業所 （注3）	名 称		
	所 在 地	郵便番号（ 都 道 府 県	電話番号（ ）
	連絡員の氏名	所属部課名（ ）	
廃止した放射線施設の名称			
取消し、廃止の年月日 死亡、解散		年 月 日	
取消し、廃止の際に所有する放射性同位元素の種類及び数量			
放射性同位元素に関する措置（注4）			
放射性同位元素によつて汚染された物に関する措置（注5）			

注 1 「整理番号」この欄には、記載しないこと。

2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

工場又は事業所  
販 売 所  
3 「 賃 貸 事 業 所 」 販売所又は賃貸事業所の場合にあつては、「(別紙のとおり)」と記載し、  
廃 棄 事 業 所

様式第六の該当する部分により記載した別紙を添えること。

4 「放射性同位元素に関する措置」措置を講じた年月日、場所、方法等を記載すること。

5 「放射性同位元素によつて汚染された物に関する措置」注4の例により記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- (1) 整理番号  
届出者は、この欄には記入しない。
- (2) 標題中の不要文字の抹消  
「許可の取消し」を二本線で抹消する。
- (3) 年月日  
文部科学大臣に届出する年月日（元号）を記載する。  
（記入年月日と実際に届け出する日のずれを防止するため、年月日は実際の届出書の提出時に記入する）
- (4) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）  
個人の場合にあっては個人名を、法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入し押印する。  
（この場合の押印は、社印と社長印の二つを正本に押す。申請者は法人の代表者権を有するものでなければならぬ）
- (5) 届書本文中の不要文字の抹消  
「工場又は事業所」「販売所」「賃貸事業所」「廃棄事業所」のうち、不要なものを二本線で抹消する。  
（使用廃止届の場合、「販売所」「賃貸事業所」「廃棄事業所」を二本線で抹消する）  
「廃止」「死亡」「解散」のうち、不要なものを二本線で抹消する。  
「取消し」を二本線で抹消する。
- (6) 報告をする者  
・氏名又は名称  
個人の場合にあっては個人名を、法人の場合は法人の名称を記載し、使用事業所（工場）名は記載しない。  
・法人にあっては、その代表者の氏名  
法人の場合は、法人の代表者の氏名及び役職名を記載する。  
・住所  
「氏名又は名称」に該当する者の住所で、個人の場合は個人の住所を、法人の場合は法人の郵便番号、住所を記載する（名称と住所は許可または届出の内容どおりに記載する）。
- (7) 許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日  
許可証の年月日及び番号を記載する。
- (8) 工場又は事業所  
工場又は事業所の名称、郵便番号及び住所を記載する。（名称と住所は許可または届出の内容どおりに記載する）
- (9) 廃止又は死亡又は解散の年月日  
該当の年月日を記載する。
- (10) 廃止又は死亡又は解散の際に所有する放射性同位元素の種類及び数量  
該当の際に所有する放射性同位元素の種類及び数量を記載する。
- (11) 放射性同位元素に関する処置  
所有する放射性同位元素を届出販売業者等への譲り渡し、線源撤去後の汚染測定の年月日、場所、汚染測定方法等を記載する。（線源の引取り証及び測定の記録の写しをつけること。）
- (12) 放射性同位元素によって汚染された物に関する措置  
汚染が発見された場合、汚染物名、汚染物の廃棄・除染措置、措置を講じた年月日等を記載する。  
なお汚染が発見された場合は文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室へ報告しなければならない場合もあります。



## 4. 使用の廃止等に伴う措置の報告

### 4.1. 線源の譲渡

(社)日本アイソトープ協会又は、製造メーカ、届出販売業者に相談し、指定の方式で、譲渡し、払出し(引取り)を依頼する。

引渡しに当たっては、下記の確認が必要です。

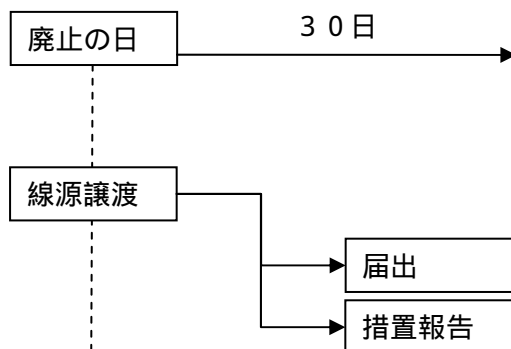
- (1) 許可証の範囲内であること。
- (2) 譲り渡した相手が許可又は販売業を持っていることを確認すること。
- (3) 譲渡・譲受の記録を残すこと

次のような譲渡書、譲受書を発行する。

輸送については第5章を参照して下さい。

コラム：

運搬の宛先は、必ず譲渡先にしてください。業者・代理店を介しての返却は、許可されていない者が放射性同位元素を一時的に保管したとして問題になる場合があります。



コラム：

廃止の届出と措置は平行して進めることができます。

コラム：

法規制放射能以下の放射性同位元素を使用した装置であれば、廃止する場合に届出の必要はありませんが、届出販売業者に払出し(引取り)を依頼して下さい。払出し(引取り)は(社)日本アイソトープ協会等の業者に連絡をとり、指定の方式で払出し(引取り)依頼及び手続きを実施します。また、輸送に関しては(社)日本アイソトープ協会等と十分に打ち合わせ、その指示に従ってください。

表 4.1 譲渡書の例

放射性同位元素譲渡書							
							年 月 日
(譲受者)							
事業所名:		御中					
許可番号: 使 第		号					
管理責任者:		殿					
放射線取扱主任者:		殿					
(譲渡者)							
		事業所名:					
		許可番号: 販 第					
		号					
		管理責任者:					
		放射線取扱主任者:					
		印					
		印					
下記の放射性同位元素を 年 月 日に譲渡いたしますので通知します。							
注文番号	メーカー名	線源番号	品名	核種	数量	個数	備考

表 4.2 譲受書の例

放射性同位元素譲受書							
							年 月 日
(譲渡者)							
事業所名:		御中					
許可番号:		販 第 号					
管理責任者:		殿					
放射線取扱主任者:		殿					
(譲受者)							
		事業所名:					
		許可番号: 使 第 号					
		管理責任者: 印					
		放射線取扱主任者: 印					
下記の放射性同位元素を 年 月 日に譲受いたしましたので通知します。							
注文番号	メーカー名	線源番号	品名	核種	数量	個数	備考

出展:「記帳・記録の手引」放射線障害防止中央協議会発行

## 4.2. 汚染検査

放射線応用計測器の廃止に伴い、下記の汚染測定が必要です。

装置本体の汚染測定

設置場所の汚染測定

汚染測定には、放射性表面汚染サーベイメータを使用し、直接測定物表面を測定する直接測定法と、測定物の表面をふき取りろ紙等でふき取り、ろ紙等の表面に付着した汚染物を放射能試料測定装置又は放射性表面汚染サーベイメータで測定する間接測定法がありますが、この2つを併用し測定することが必要です。使用する放射性表面汚染サーベイメータは JIS Z 4329 (放射性表面汚染サーベイメータ) に適合したサーベイメータを使用し、測定に関しては、JIS Z 4504 (放射性表面汚染の測定方法) を使用し測定してください。

汚染検査の結果は J I S Z 4 5 0 4 により下記の表にまとめます。

表 4.1 汚染検査結果の表記例

採取日	年 月 日	測定日	年 月 日	採取箇所	
採取者		測定者		核種、線種	
測定器		機器効率		検出感度	
採取材		ふき取り表面の状態			
線源効率		ふき取り効率		ふき取り面積	
試料番号	試料計数率	自然計数率	正味計数率	放射能面密度	判定 備考

汚染検査により汚染物が発見された場合、廃棄の基準に準じた、汚染物の廃棄及び、除染作業を実施します。廃棄については(社)日本アイソトープ協会に相談して下さい。

## 4.3. 記録の引渡し

放射線業務従事者に対する、外部被ばく、内部被ばくの測定記録及び、健康診断の結果すべてを文部科学大臣が指定する機関である(財)放射線影響協会への引渡しを実施します。

## 4.4. 処置報告

講じた措置をまとめ、様式 35 に従い報告します。

## 4.5. 管理区域の解除

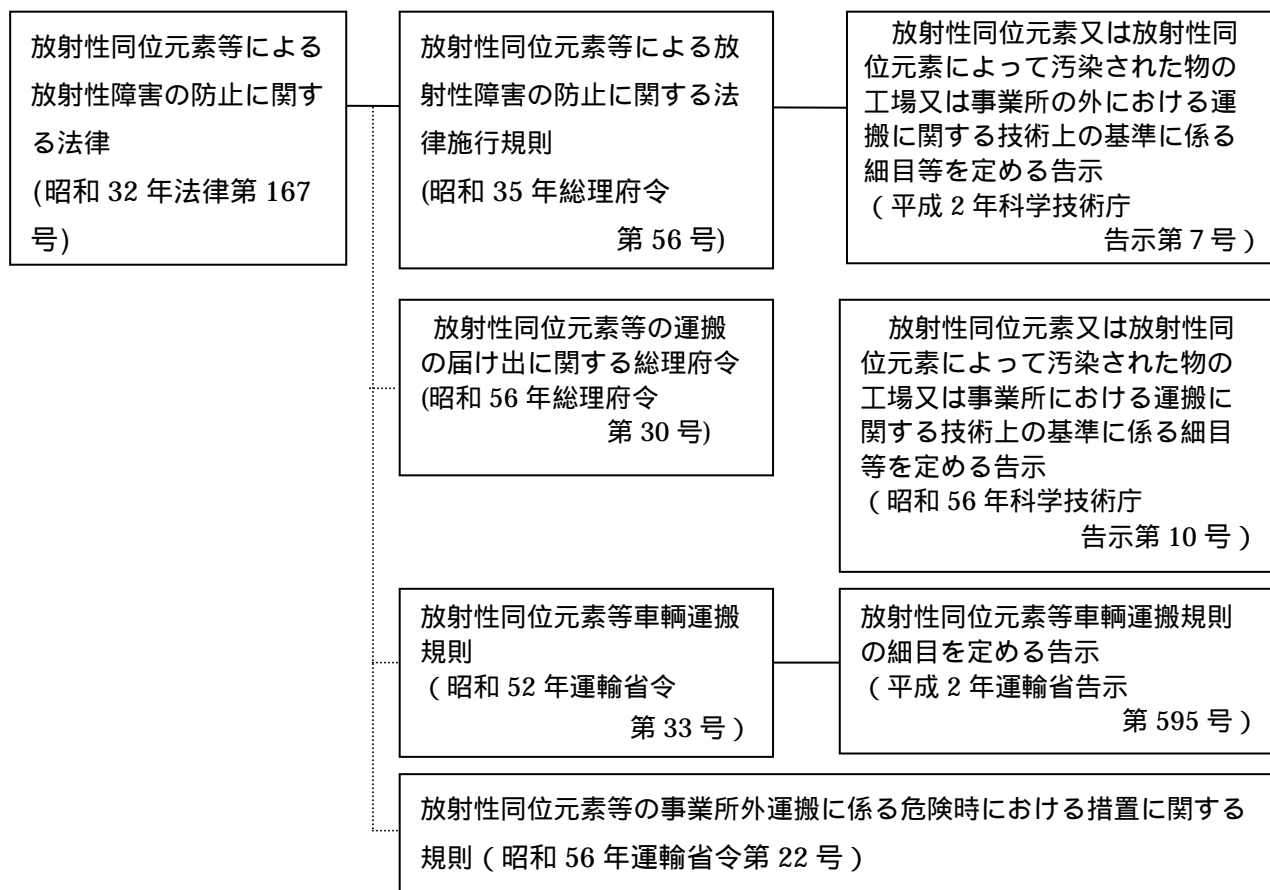
受理された後、管理区域の柵、標識を外します。

## 5. 輸送手続

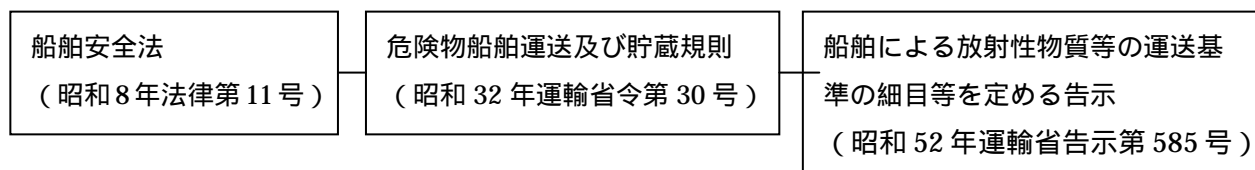
国内法令は、車両、航空機、船舶、郵便などの運搬モードにそれぞれ対応しています。放射性同位元素及びそれらの装備機器の輸送（放射性輸送物）には、輸送方法に応じた規制法令があり、図 5.1 のような体系になっています。

図 5.1 放射性同位元素等の輸送に関する規制法令

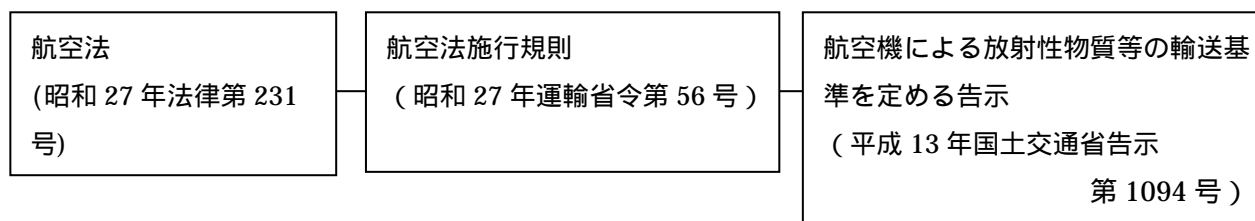
(陸上輸送)



(船舶輸送)



(航空輸送)



(郵便輸送)

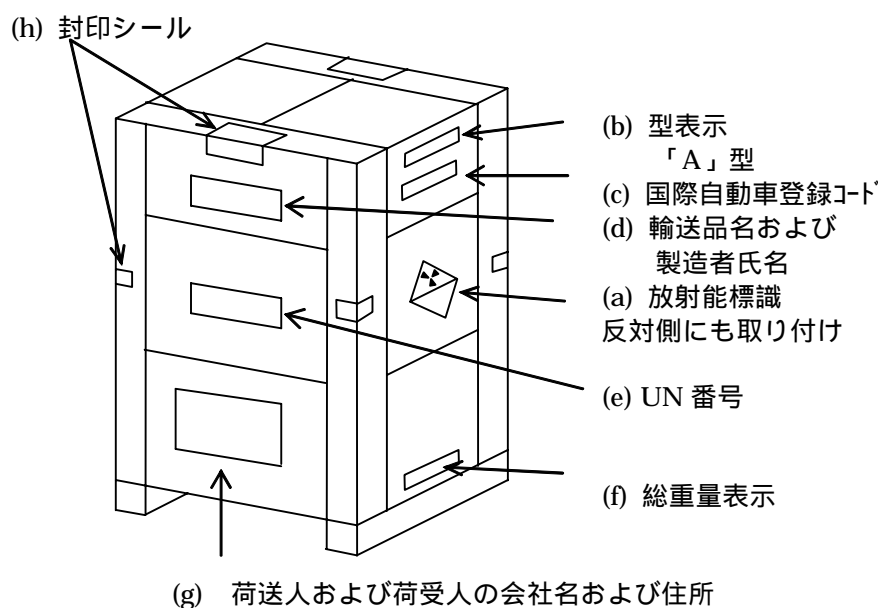


## 5.1. 荷作り

放射性輸送物の梱包例として、A型輸送物の表示・標識の貼付け例を図 5.2.1、L型輸送物の表示・標識の貼付け例を図 5.2.2 に示します。L型、A型、B型等の要件は解説書がありますので、別途法令等を参照してください。

### 5.1.1 A型輸送物

図 5.2.1 A型輸送物の表示・標識の貼付け例



使用者が放射性同位元素を運搬する場合は、メーカーへの返却や販売業者等への譲渡が殆どですので、メーカーに依頼した方がスムーズに運びます。

(a)、(b) 放射能表示・標識：輸送物の表面に、A型及びTYPE Aの文字を表示します。

更に表面の2ヶ所に漏洩線量率に応じた次のいずれかの放射能標識を貼付けます。

(ア) 第 類白標識：表面線量率が  $5\mu\text{Sv/h}$  以下

(イ) 第 類黄標識：表面線量率が  $5\mu\text{Sv/h}$  を超え  $500\mu\text{Sv/h}$  以下及び輸送指数が1以下の場合

(ウ) 第 類黄標識：表面線量率が  $500\mu\text{Sv/h}$  を超え又は輸送指数が1を超える場合

(c) 国際自動車登録コード等：航空機で放射性輸送物を輸出する場合、発信国のデザインの国際自動車登録コード及び輸送容器製造者の氏名又は当局によって指定された容器の識別コードを表示します。(VRI Code：日本の場合は“J”と記入)国内輸送では不要です。

(d) 輸送品名：輸送品の正式名称を表示します。日本国内のみの陸上輸送、海上輸送は不要です。

(e) UN番号(国連番号)：日本国内のみの陸上輸送、海上輸送は不要です。

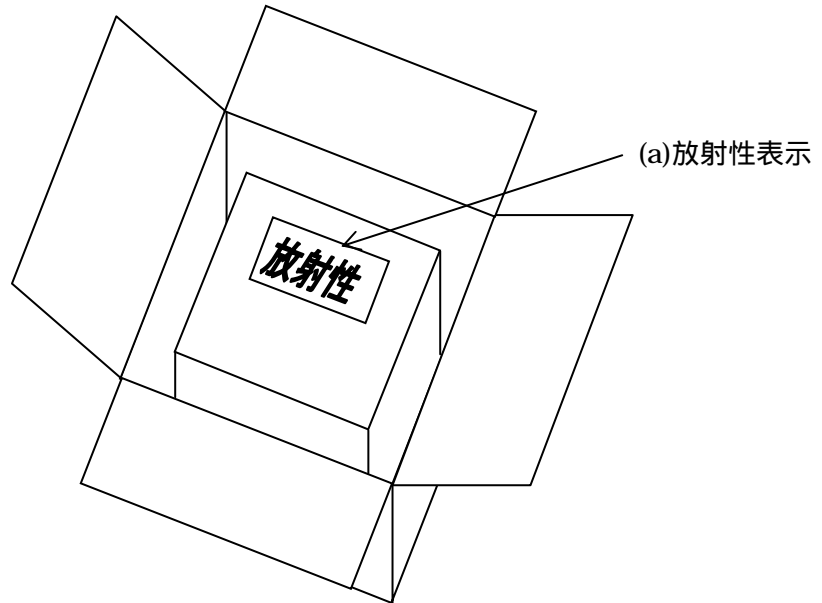
(f) 総重量表示：重量が  $50\text{kg}$  を超える場合は表面の見やすいところに総重量を表示します。

(g) 荷送人及び荷受人：フルネーム及びフルアドレスを表示します。

(h) 封印シール：必要に応じ封印シールを貼り付けます。

### 5.1.2 L型輸送物

図 5.2.2 L型輸送物の表示・標識の貼付け例



(a) 放射性表示：開封されたとき見やすい位置に「放射性」または「Radioactive」の表示を貼り付けます。

(注意) 表面線量率：梱包表面の線量率が  $5\mu\text{Sv/h}$  以下のこと。

#### その他

L型輸送物以外の放射性輸送物を車両で運搬する場合は、車両の左、右、後部の3ヶ所に車両標識を取り付けます。放射能標識、車両標識とも(社)日本アイソトープ協会で購入できます。

#### コラム：L型輸送物

放射性同位元素の収納量が極めて少なく、漏洩線量が規定の値を超えず、万一、輸送中に事故等にあっても危険性の低い輸送物。

- ・ 収納物の放射能限度は固体、気体の場合

特別型放射性同位元素等 A1 値の 1000 分の 1

特別型放射性同位元素等以外のもの A2 値の 1000 分の 1

- ・ 容易に、かつ、安全に取扱うことができること。
- ・ 運搬中に予想される温度および内圧の変化、振動等により、き裂、破損等を生じるおそれがないこと。
- ・ 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易なこと。
- ・ 表面の放射性同位元素の密度が

線を放出する同位元素  $0.4\text{Bq/cm}^2$

線を放出しない同位元素  $4\text{Bq/cm}^2$

をこえないこと。

但し、通常の実取扱いにおいて、はく離する恐れがない放射性同位元素の密度については、この限りでない。

\* 詳細は P35 法令体系図を参照願います。



5.2. 車両積載時の運搬記録と線量測定

密封された放射性同位元素の車両運搬時に必要な車両運搬記録の用紙の記入例を表 5.1 に、車両に積載時の線量測定ポイントの例を図 5.3 に示します。

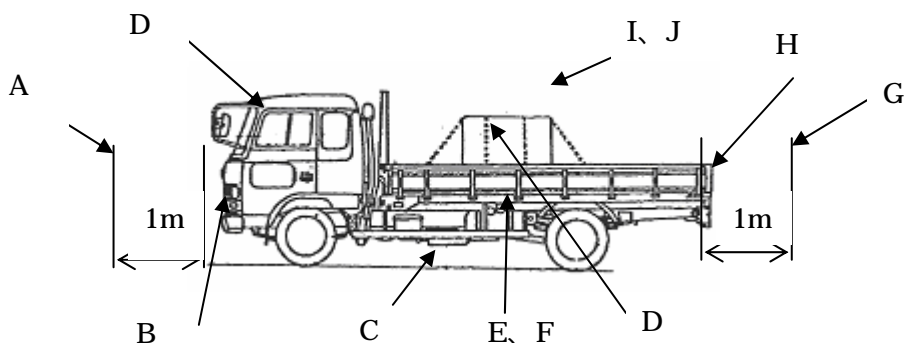
表 5.1 車両運搬記録の用紙の記入例

車 両 運 搬 記 録		発行 輸送会社		年 月 日 出荷担当			
		承認	担当	承認	担当		
1.	輸送目的	密封された放射性同位元素の輸送					
2.	荷送人	(社名)		(所在地)			
3.	荷受人	(社名)		(所在地)			
4.	輸送会社	(社名) 運輸株式会社		(代表者)			
5.	輸送車両 及び運搬者	車 両	形 式	登録番号	運搬者名	生年月日	年齢
		自動車	4 t	XX-XX	○	19YY-X-XX 19YY-X-XX	(XX) (XX)
6.	輸送日	20YY年 M月 DD日 XX時より 20YY年 M月 DD日 XX時まで					
7.	輸送経路	XX工場 → ○○I.C → ○ JCT → YY工場					
8.	輸送物の型	A型			輸送方法	車両中心に輸送物を置き 前後左右を0°で固定	
9.	輸送核種・ 数量	核種	<sup>137</sup> Cs	数量	1.11TBq	装置名	厚さ計
10.	輸送指数	0.1					
11. 運転者の線量測定記録				12. 運搬車両の放射線量当量率測定記録			
バッチ番号	貸出日	返却日	線量当量	測定日時	20YY年 M月 DD日 XX時		
	2002年 M月D日	2002年 M月D日		測定者			
				測定器	型式 ICS-311		
				測定値	下表に記入		
13. 測定値 ( μSv/h )							
測定箇所				測定値			
車両の前面より 1m の地点				車両の前面 ( ) μSv/h			
車両の前面				( ) μSv/h			
車両の底面				( ) μSv/h			
運転席				( ) μSv/h			
車両の両側面より 1m の地点				左側面 ( ) μSv/h、右側面 ( ) μSv/h			
車両の両側面				( ) μSv/h			
車両の後面 1m の地点				( ) μSv/h			
車両の後面				( ) μSv/h			
梱包表面 ( A 型 )				( ) μSv/h			
梱包表面から 1m の地点 ( A 型 )				( ) μSv/h			

## 記 事

- 1) 斜線太字文字は記入例です。
- 2) (社名)(所在地)はフルネーム、フルアドレス及び担当者名を明記する。
- 3) 輸送経路は国道、高速道の場合、名称を記入する。
- 4) 運転者の装着する放射線測定器の管理 No. を明記する。
- 5) 被ばく線量結果を記録する。

図 5.3 A 型輸送物の車両積載時の線量測定ポイント



A 型輸送物を車両に積載するときの許容線量の記載例を表 5.2 に示します。

表 5.2 車両積載時の A 型輸送物の許容線量の記載例

測定ポイント	測定箇所	許容線量
A	車両の前面より 1m の地点 車両の前面	100 $\mu$ Sv / h 以下
B	車両の前面	2mSv / h 以下
C	車両の底面	2mSv / h 以下
D	運 転 席	20 $\mu$ Sv / h 以下
E	車両の両側面より 1m の地点	100 $\mu$ Sv / h 以下
F	車両の両側面	2mSv / h 以下
G	車両の後面 1m の地点	100 $\mu$ Sv / h 以下
H	車両の後面	2mSv / h 以下
I	梱包表面 (A 型)	2mSv / h 以下
J	梱包表面から 1m の地点 (A 型)	100 $\mu$ Sv / h 以下

## 6. 関連機関および法令

申請書の提出先と密封された放射性同位元素の使用に関係する機関を表 6.1 に示します。

表 6.1 関係機関

機関名	所在地	電話
文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課  水戸原子力事務所	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号 ( 5 階 ) 茨城県水戸市愛宕町 4 - 1  文部科学省 原子力・放射線の安全確保ホームページ <a href="http://www.anzenkakuho.mext.go.jp/">http://www.anzenkakuho.mext.go.jp/</a>	03 - 6734 - 4044  029 - 224 - 3830
( 社 ) 日本アイソト - プ協会 総務課 業務二課	東京都文京区本駒込 2 - 28 - 45 東京都文京区本駒込 2 - 28 - 45  <a href="http://www.jrias.or.jp/">http://www.jrias.or.jp/</a>	03 - 5395 - 8021 03 - 5395 - 8031
( 財 ) 原子力安全技術センタ - 安全業務部 安全技術センタ -	東京都文京区白山 5 - 1 - 3 - 101 (東京富山会館ビル)  <a href="http://www.nustec.or.jp/">http://www.nustec.or.jp/</a>	03 - 3814 - 7480 03 - 3814 - 7301
( 財 ) 放射線影響協会	東京都千代田区鍛冶町 1 丁目 9 番 1 6 号 丸石第 2 ビル 5 階  <a href="http://www.rea.or.jp/">http://www.rea.or.jp/</a>	03 - 5295 - 1481

## 6.1. 関連法令

放射線応用計測器に関連する放射線障害の防止に関する法令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「障害防止法」という)と電離放射線障害防止規則(以下「電離則」という)の2つがあります。

「障害防止法」は、許可又は届出により放射性同位元素、放射線発生装置の取扱いを規制することで、放射線障害を防止し、公共の安全を確保しようとするものです。

「電離則」は、放射線による障害から労働者を保護するため、労働安全衛生法に基づいて定められ、労働者の保護を目的としております。

この2法令にはかなり重複した部分があります。 規制項目に基づく管理体系を表 6.2 に示します。

表 6.2 各法における規制項目の共通点と相違点

項 目	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律関係		労働安全衛生法関係
	同 法	同法施行令、同法施規則、同法告示、	電離放射線障害防止規則
使用・販売業・賃貸業・廃棄業の許可	第 3 条～9 条	令第 3 条～7 条 則第 2 条～7 条	
同上の変更	第 10 条・11 条	令第 8 条～10 条 則第 9 条～11 条	
設計認証	第 12 条の 2～7	令第 11 条～12 条 則第 14 条の 2～6 条	
使用・保管の基準	第 15 条・16 条	則第 14 条の 7、14 条の 9、17 条 告示第 12 条	
運搬の基準	第 17 条	令第 16 条～18 条 則第 18 条	
測定	第 20 条	則第 20 条	第 8 条・第 53 条～54 条
放射線障害予防規程	第 21 条	則第 21 条の 2	
教育訓練	第 22 条	則第 21 条	
健康診断	第 23 条	則第 22 条	第 56 条～59 条
記帳義務	第 25 条	則第 24 条	第 9 条
危険・緊急時の措置	第 24 条・第 33 条	則第 23 条・第 29 条 告示第 22 条	第 18 条の 10 第 42 条～45 条
主任者の選任	第 34 条～38 条	則第 30 条～38 条	第 46 条～52 条
放射線を放出する同位元素の数量及び濃度		告示第 1 条	第 2 条
管理区域		告示第 4 条	第 3 条
線量限度		告示第 5 条・第 6 条・第 10 条・第 17 条・第 18 条	第 4 条～7 条
<p>&lt; 告示一覧 &gt;            放射線を放出する同位元素の数量等を定める件 ( 科学技術庁告示第 5 号 )            講習の時間数等を定める告示 ( 文部科学省告示第 95 号 )            教育及び訓練の時間数を定める告示 ( 科学技術庁告示第 10 号 )            変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示 ( 文部科学省告示第 81 号 )            使用の場所の一時的変更の届出に係る使用の目的を指定する告示 ( 科学技術庁告示第 9 号 )            設計認証等に関する技術上の基準に係る細目を定める告示 ( 文部科学省告示第 94 号 )            * 輸送関連は P31 法令体系図を参照願います。</p>			



## 7. メーカーと製品紹介

株式会社 日立製作所

---

### 取扱製品

放射線モニタリングシステム  
ガスモニタ  
水モニタ  
エリアモニタ  
ダストモニタ  
トリチウムサンブラ  
格納容器雰囲気モニタ

### 問合せ先

(営業窓口)  
株式会社 日立製作所 電力営業本部 原子力営業部  
〒101-8010 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
TEL : (03) 5295-5895  
FAX : (03) 3258-9717

(技術窓口)  
株式会社 日立製作所 情報制御システム事業部  
原子力制御システム設計部  
〒319-1293 茨城県日立市大みか町五丁目2番1号(大みか事業所)  
TEL : (0294) 52-7165  
FAX : (0294) 53-4866

取扱製品

熱延用 X 線厚さ計  
冷延用 X 線厚さ計  
熱延鋼板用 線厚さ計  
冷延鋼板用 線厚さ計  
線レベル計 ( レベルスイッチ形 )  
線レベル計 ( 連続測定方式 )  
線連続鑄造用レベル計  
線密度計 ( シンチレーション方式 )

問合せ先

( 営業窓口 )

株式会社 東芝 電力・社会システム社 制御・計装機器営業部

〒105-8001 東京都港区芝浦 1-1-1 ( 東芝ビルディング )

TEL : ( 03 ) 3457-4725

FAX : ( 03 ) 5444-9409

製品紹介ホームページアドレス

[http://www3.toshiba.co.jp/sic/seigyo/tcat/index\\_j.htm](http://www3.toshiba.co.jp/sic/seigyo/tcat/index_j.htm)

( サービス窓口 )

株式会社 東芝 電力・社会システム社 府中電力・社会システム工場

計測制御機器部

〒183-8511 東京都府中市東芝町 1

TEL : ( 042 ) 333-2236

FAX : ( 042 ) 340-8071

取扱製品

1. 原子力発電関連施設用装置
  - (1) 中性子計装システム機器
    - ・中性子検出器
    - ・起動領域モニタ
    - ・出力領域モニタ
    - ・移動式炉心内計装
  - (2) 放射線モニタシステム機器
    - ・エリアモニタ
    - ・主蒸気管モニタ
    - ・排気筒モニタ
    - ・非常用ガス処理系放射線モニタ
    - ・ガスモニタ
    - ・水モニタ
    - ・ダストモニタ
    - ・ヨウ素モニタ
    - ・格納容器雰囲気モニタ
2. 燃料サイクル施設用装置
  - ・臨界警報装置
  - ・ガラス固化体表面汚染検査装置
  - ・輸送容器内面汚染検査装置
  - ・燃焼度計測装置
3. 放射線管理施設用装置
  - (1) 人・衣類・物品モニタ
    - ・体表面ゲートモニタ
    - ・ランドリモニタ
    - ・物品搬出モニタ
    - ・ハンドフットクロスモニタ
  - (2) ポータブルモニタ
    - ・可搬型トリチウム回収装置
    - ・移動式ダストモニタ
    - ・可搬型エリアモニタ



- ( 3 ) 環境モニタ
  - ・環境放射線モニタリングシステム
  - ・環境放射線モニタリング車
- ( 4 ) 廃棄物管理モニタ
  - ・ドラムモニタ
  - ・カートンモニタ
- ( 5 ) 核種分析装置
  - ・マルチチャンネルアナライザ
  - ・制御、データ処理装置

問合せ先

( 営業窓口 )

株式会社 東芝 電力・社会システム社 原子力営業第一部  
〒105-8001 東京都港区芝浦 1 - 1 - 1  
TEL : ( 03 ) 3457-3731  
FAX : ( 03 ) 5444-9189

( 技術窓口 )

株式会社 東芝 電力・社会システム社 原子力電気計装設計部  
監視計画担当  
〒235-8523 神奈川県横浜市磯子区新杉田 8 ( 横浜事業所 )  
TEL : ( 045 ) 770-2188  
FAX : ( 045 ) 770-2463

取扱製品

- 1 所内放射線管理システム
  - ・ エリアモニタ
  - ・ 水モニタ
  - ・ ガスモニタ
  - ・ ダストモニタ
  - ・ よう素モニタ
  - ・ サンプルラック
- 2 放射性廃棄物管理システム
  - ・ 排気筒モニタ
  - ・ 放水口モニタ
  - ・ ドラム缶検査装置
- 3 個人被ばく管理システム
  - ・ 個人線量計
  - ・ 入退域管理装置
  - ・ ホールボディーカウンタ
- 4 環境放射線管理システム
  - ・ モニタリングポスト
  - ・ モニタリングステーション
  - ・ モニタリングカー
  - ・ 環境線量計
- 5 放射線管理計算機
- 6 汚染検査装置
  - ・ 体表面汚染モニタ
  - ・ ハンドフットクロスモニタ
  - ・ 物品搬出モニタ
  - ・ ランドリーモニタ
- 7 サーベイメータ類
  - ・ 電離箱サーベイメータ
  - ・ シンチサーベイメータ
  - ・ GMサーベイメータ
  - ・ 中性子サーベイメータ
- 8 放射性同位元素管理システム

- 9 放射線応用機器
  - ・ 線厚さ計, 線厚さ計
  - ・ 線レベル計
  - ・ 線密度計
  - ・ 水分計
- 10 その他
  - ・ 放射線校正装置
  - ・ 守衛所モニタ
  - ・ ピコ
  - ・ ルームガスモニタ

問合せ先

(営業窓口) 電力関係  
富士電機システムズ株式会社  
第二営業本部 第三統括部 営業第三部  
〒141 0032 東京都品川区大崎 1-11-2 ゲートシティ大崎  
TEL 03 5435 7007  
FAX 03 5435 7406

(営業窓口) 病院・大学・研究所関係  
富士電機システムズ株式会社  
放射線システム統括部 営業技術部  
〒191 8502 東京都日野市富士町 1 番地  
TEL 042 585 6024  
FAX 042 583 6194

(技術窓口)  
富士電機システムズ株式会社 放射線システム統括部 放射線システム部  
〒191 8502 東京都日野市富士町 1 番地  
TEL 042 583 6573  
FAX 042 582 3852

取扱製品

環境放射線モニタリングシステム  
放射線モニタリングシステム  
出入管理システム  
I T Vシステム  
光ファイバ放射線センシングシステム  
エリアモニタ  
水モニタ  
ガスモニタ  
ダストモニタ  
ヨウ素モニタ  
ヨウ素トリチウムサンブラ  
可搬型ガスモニタ  
可搬型体表面汚染モニタ  
ハンドフットクロスモニタ  
個人線量計  
線測定用サーベイメータ  
線測定用サーベイメータ  
線測定用サーベイメータ  
半導体式放射線検出器  
中性子検出器

問合せ先

(営業窓口)

三菱電機株式会社 原子力部原子力営業第1課  
〒100-8310 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号  
TEL 03 - 3218 - 2611  
FAX 03 - 3218 - 9027

(技術窓口) 中性子検出器以外

三菱電機株式会社 電力システム製作所  
原子力部放射線計装設計課  
〒652-8555 神戸市兵庫区和田崎町1丁目1番2号  
TEL 078 - 682 - 6345  
FAX 078 - 682 - 6369

(技術窓口) 中性子検出器のみ

三菱電機株式会社 通信機製作所 通信情報コンポーネント製造部 技術第1課

〒661-8661 尼崎市塚口本町 8-1-1

TEL 06 - 6495 - 5417

FAX 06 - 6495 - 6011

取扱製品

抄紙 / 塗工機制御システム ( B / M 計 )

B / M 9 0 0 0 C S

- ・ 線式坪量計
- ・ X 線式灰分計

フィルム / シート放射線厚さ計

W E B F R E X

- ・ 線式厚さ計
- ・ X 線式厚さ計

問合せ先

( 営業・技術窓口 )

横河電機株式会社

ソリューション事業部第 2 営業本部第 1 アカウント営業部

〒180-8750 東京都武蔵野市中町 2-9-32

TEL (0422) 52-6257

FAX (0422) 52-5209

IA 事業部システム事業センター

P & W ソリューション部

〒180-8750 東京都武蔵野市中町 2-9-32

TEL (0422) 52-5712

FAX (0422) 52-1009

URL <http://www.yokogawa.co.jp/>

(サービス窓口)

横河フィールドエンジニアリングサービス株式会社

本 社                   〒180-0022 東京都武蔵野市境 2-4-24

TEL                   (0422) 37-4011

東京サービスセンター                   〒210-0804 神奈川県川崎市川崎区藤崎 4-19-9

TEL                   (044) 266-0106

東北サービスセンター                   〒982-0032 宮城県仙台市太白区富沢 1-9-7

TEL                   (022) 743-5751

東部サービスセンター                   〒331-0052 埼玉県さいたま市西区三橋 6-654-1

TEL                   (048) 620-1414

関西サービスセンター                   〒590-0950 大阪府堺市甲斐町西 3-4-15

TEL                   (0722) 24-2221

中部サービスセンター                   〒465-0025 愛知県名古屋市名東区上社 1-408

TEL                   (052) 774-6261

九州サービスセンター                   〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町 2-2-1

TEL                   (093) 551-0443

放射線応用計測器の更新手続き

ワーキンググループ委員名簿

(順不同、敬称略)

主査	高岡 章	三菱電機(株)
委員	藤田 哲哉	横河電機(株)
	佐野 博文	横河電機(株)
	東 泰彦	富士電機システムズ(株)
	手塚 幹敏	富士電機システムズ(株)
	桑原 均	(株)日立製作所
	佐藤 俊文	(株)東芝
	古田 哲夫	(株)東芝
事務局	高橋 義雄	(社)日本電気計測器工業会
協力者	五味 邦博	(社)日本アイソト - プ協会

2007年 7月発行

.....

編集・発行	社団法人	日本電気計測器工業会
		放射線計測委員会
本部	〒105 - 0012	東京都港区芝大門 1-2-18 野依ビル 2階
	電話	03 - 5408 - 8114
関西支部	〒530 - 0047	大阪市北区西天満 6丁目 8番 7号
	電話	06 - 6316 - 1741

.....

(無断転載を禁ず)

本書は放射線計測委員会のワーキンググループで注意深く審議・編纂されていますが、本書の適用または適用不能から生じた損害、逸失利益、および第三者からのいかなる請求等についても、本ワーキンググループおよび委員会、事務局、協力者は一切責任を負いません。